

令和4年9月12日

森 勝子 殿

兵庫県神戸市中央区北長狭通4-7-1

元町駅前ビル2階東号

兵庫維新の会 幹事長 住本一



通 告

貴殿を役員会名による
嚴重注意処分とする

神戸新聞が7月29日に記事とした、貴殿が県議選に無所属でも立候補すると報道された件について。貴殿が自ら発信し、マスコミを集めて記者会見を行った。所属する兵庫維新の会になんの相談もなく記者会見を開いたことは党ガバナンスを著しく無視した独善的な行為である。

兵庫維新の会 党紀規則第2条一、イ「政治活動及び選挙運動に係る行為」及び同規則第2条一、ホ「その他の役員会が政治倫理に反するものと認めた行為について」に該当すると判断し、貴殿を党紀規則第4条一、「役員会名による嚴重注意」とする。

なお、不服がある場合は本通知が行われた後1週間以内に、幹事長へ不服の論拠を記した書面をもって不服の申立てができる。
以上

この郵便物は令和4年9月12日第79859号

書留内容証明郵便物として差し出されたことを証明します。

日本郵便株式会社

